

# 倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本業務は、倉吉市が倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務を民間事業者へ委託するにあたり、実効性が高いと思われる企画提案を行ったものを、公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるもの。

## 2 業務の概要

- (1) 業務の名称 倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務
- (2) 業務内容 別紙「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関する仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (6) 委託上限額 合計 15,605,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※委託料については、下記の内訳以内の金額で積算すること
  - ①コンテンツ制作に関するもの  
11,605,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - ②3D コンテンツを活用したイベントに関するもの  
4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）※見積額が上限額を超過した場合は失格とする
- (7) 担当課  
倉吉市経済観光部しごと定住促進課雇用政策・企業支援係  
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1  
電話 0858-22-8129 / FAX 0858-22-8136 / メール shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

## 3 スケジュール

募集要領の公表	令和8年5月22日（金）
質問の受付締切	令和8年5月28日（木）正午まで
質問に対する最終回答	令和8年6月1日（月）
企画提案書、見積書提出期限	令和8年6月5日（金）正午まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月17日（水）午後
最終審査結果通知	令和8年6月24日（水）
契約締結	令和8年7月上旬

## 4 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開

始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (4) 国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている者でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

## 5 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年5月28日（木）正午
- イ 提出書類 質問書（様式1）
- ウ 提出方法 電子メールにて送付すること  
タイトルは「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に係る質問書について」とすること

### (2) 質問への回答

- ア 回答期限 令和8年6月1日（月）
- イ 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに、倉吉市の公式ホームページで公表する。

## 6 企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和8年6月5日（金）正午

### (2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 企画提案書正本1部、副本7部（様式は任意）
  - (ア)用紙はA4判（図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可）とし別紙「仕様書」、「評価基準書」に従って作成すること。
  - (イ)業務内容やスケジュールについては明確に記載すること。
  - (ウ)仕様書の内容以外で独自の提案があれば、これを加えること。なお、優位のもの、審査基準に従って評価に加える。
- ウ 見積書正本1部、副本7部（様式は任意）
  - (ア)次年度以降に発生するランニングコスト等がある場合は、その金額も分かるように記載すること。
  - (イ)本委託料の他、事業者等から費用等を徴収する場合は、その金額も分かるように記載すること。
- エ 「国税納税証明書」及び本社の所在する自治体の「市町村税（都税）証明書」（写し可）  
令和8年3月1日以降に取得したものを添付すること。
- オ 法人登記簿本  
提出日前3か月以内のものを添付すること（写し不可）。

カ 会社概要書（様式3）

キ 類似業務実績書（様式4）

（ア）過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、履行した主な類似・関連業務実績がある場合は2件まで記載すること。

### （3）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと（電子メールその他の電磁的記録の送信等による提出は、認めない。）。

## 7 審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

なお、提案者が多数の場合は提出書類により1次審査を行う場合があるものとする。1次審査の結果は、個別に通知する。

### （1）プレゼンテーション審査

企画提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション審査及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査においては、プレゼンテーションソフトの使用を認める。

なお、6により提出された企画提案書と異なる趣旨説明や新たな提案、追加は認めない。

#### ア 実施日

令和8年6月17日（水）午後

会場等の詳細については、提案者に電子メールにて通知する。

#### イ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは倉吉市が準備するが、インターネット環境はないもの。

#### ウ 参加者

プレゼンテーションへの参加は1社当たり2名までとする。

#### エ 時間配分

プレゼンテーション20分間、質疑応答10分間とする。

#### オ 第一優先交渉事業者等の選定について

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務受託選定委員会において、別紙に示す「評価基準」に基づき評価し、評価点が最も高い者を第一優先交渉事業者とする。最終選考結果は、電子メールにより全ての提案者に通知する。

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合は、次の順で選定する。

（ア）1位の点数をつけた委員が多い提案を採用。

（イ）（ア）で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用。

## 8 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

（1）提出された書類は、返却しない。

- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届（様式5）」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 次のいずれかに該当する応募を行った者の当該応募は、無効とする。
  - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者が行った応募
  - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - エ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 7の審査の結果、第一優先交渉事業者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉事業者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。
- (9) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (10) 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第84条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。